監査役候補者選定基準

2015 年 12 月 8 日 アクシアル リテイリング株式会社 取締役会並びに監査役会

当社における監査役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議並びに監査役会の同意を得て選定する。

1 指名方針

- (1) 株主の負託に応え、監査役としての職務を適切に遂行できる者であること。
- (2)性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念を理解し、中立的・客観的観点から監査を行い、当社の健全かつ持続的な成長に貢献することが期待できる者であること。
- (3) 第2項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- (4) 社外監査役については、会社法第2条第16号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性 基準を満たす者であること。

2 欠格事由

- (1) 反社会的勢力との関係が認められる者
- (2) 会社法第335条第1項に定める欠格事由に該当する者
- (3) 職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者
- (4) 監査役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者

以上